

二戸市森林経営管理制度実施方針

令和6年3月18日策定

1 趣旨

二戸市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、二戸市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう、二戸市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

二戸市の森林面積は31,015haで、うち民有林は26,856haとなっている。また、民有林のうち私有林人工林は9,929haとなっている。

二戸市内では、二戸地方森林組合及び浄安森林組合により、区域面積約2,700ha、うち人工林約1,600haの森林経営計画が策定されており、市内の林業経営は主にこの森林経営計画策定森林において実施されている。

二戸市は、旧町村単位で福岡、金田一、石切所、斗米、米沢、堀野、仁左平、御返地、浄法寺の地区に分かれ、さらに小集落に分散している。また、その地区は、国県道の主要幹線で連絡されている。

平成25年の台風災害では、大雨による河川の増水や土砂崩れにより、主要幹線が被災し、住民の生活を脅かした。また、河川の増水に関しても被災しやすい箇所が認められており、避難対象となりやすい地域もある。

二戸市では、大規模な崩落は少なかったが、農地に関わる災害も少なくないため、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活、生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

(2) 基本的な考え方

二戸市では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ。）による施業を、森林経営計画の策定を通じて促進しつつ、森林が有する防災、減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

以上を踏まえ、生産林、環境林及びその他森林に区分の上、生産林については森林組合等による集約的な森林施業を促進するとともに、環境林については森林経営管理制度を通じて二戸市が主体的に整備を進める。なお、その他森林については、意向調査が完了し、整備の体制が整い次第、経営管理について森林所有者の意見を聞きながら検討する。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

- ・ 公有林（市有林、岩手県有林）
- ・ 団体有林
- ・ 保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林
- ・ いわて森林づくり県民税の対象である森林

イ 対象森林の絞り込み

森林資源管理システム及び林地台帳システム等により抽出するが、上記アに記載された森林は対象外とする。

なお、抽出結果によらず、防災、減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する。

ウ その他対象林への追加

森林経営計画対象林班において、長期施業委託不同意（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、上記イに該当する森林について、その区域を随時追加する。

(2) 対象森林の面積、意向調査の方法、スケジュール等

- ・ 対象森林の面積…9,929ha
- ・ 意向調査の方法は郵送を基本とし、下表のとおり実施することとする。

年度	二戸地区	浄法寺地区
令和2年度	上斗米地区	大清水地区
令和3年度	下斗米、米沢、石切所地区	駒ヶ嶺地区
令和4年度	金田一、釜沢、野々上地区	御山地区
令和5年度	仁左平、堀野、白鳥、福岡地区	浄法寺地区
令和6年度	安比、似鳥、福田、足沢地区	漆沢地区

4 意向確認後の経営管理の方針

対象森林は、二戸市による主体的な整備を進めることを基本とする。

現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、森林組合等の林業経営体に経営管理を委ねるものとする。また、森林経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。

なお、森林経営に適さないと判断された森林については、森林所有者の同意を得て、市が自ら経営管理を行う等の措置をとることとする。

また、防災、減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採等は、森林所有者の同意を得た上で伐採等の対応を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理並びに整備及び市民への制度周知等に要する経費）は、森林環境譲与税譲与金をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。

森林環境譲与税譲与金は二戸市森林環境整備基金に繰り入れ、実施に当たっては、基金を繰出しし原資とする。

二戸市森林環境整備基金は、森林経営管理制度の実施のほか、市内の森林整備の促進について、森林環境譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

対象森林は随時見直しを行うとともに、見直しに当たっては地域林業関係者及び県の林業普及指導員等の意見を聞きながら進めることとする。

意向調査や現地調査の結果は、積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。

一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の市の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用及び業務の外部委託等を検討する。また、二戸地域の市町村や関係機関等と連携し、情報の共有に努める。

附 則

この実施方針は、令和6年4月1日から適用する。

森林經營管理制度意向調查実施地区

